

H30年度

# 創業支援事業助成金(ふるさと企業育成ファンド)

## 福井県内で創業する方を資金面でバックアップ!

ふくい産業支援センターでは、創業に必要な店舗などの事業拠点開設・整備、商品開発、販路開拓に係る費用等の一部を助成いたします。

対象者	①福井県内において、助成対象期間終了までに個人開業または会社(会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社をいう。)、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人の設立を行い、その代表となる者 ②県内に主たる事業所を有し、創業5年未満(開業日が平成26年4月1日以降)の中小企業者(「みなし大企業」は除く。)								
対象経費	事業拠点開設・商品開発・販路開拓にかかる費用 <table border="1"><thead><tr><th>経費区分</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>事業拠点開設</td><td>創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、事務所等改装費(ただし、価格が50万円以上のものを除く。)、事業開始に必要な機械器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費(ただし、取得価格が50万円以上のものを除く。)、その他必要と認められる経費</td></tr><tr><td>商品開発事業</td><td>従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、試作用機械器具等購入費、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費(ただし、その事業の全てを委託するものを除く。)、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費</td></tr><tr><td>販路開拓事業</td><td>従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、販路開拓用機械器具等購入費(ただし、取得価格が50万円以上のものを除く。)、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、借損料、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費(ただし、その事業の全てを委託するものを除く。)、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費</td></tr></tbody></table> <p>※交付決定前に支出済みの経費は、助成対象になりません。</p>	経費区分	内 容	事業拠点開設	創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、事務所等改装費(ただし、価格が50万円以上のものを除く。)、事業開始に必要な機械器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費(ただし、取得価格が50万円以上のものを除く。)、その他必要と認められる経費	商品開発事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、試作用機械器具等購入費、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費(ただし、その事業の全てを委託するものを除く。)、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費	販路開拓事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、販路開拓用機械器具等購入費(ただし、取得価格が50万円以上のものを除く。)、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、借損料、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費(ただし、その事業の全てを委託するものを除く。)、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費
経費区分	内 容								
事業拠点開設	創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、事務所等改装費(ただし、価格が50万円以上のものを除く。)、事業開始に必要な機械器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費(ただし、取得価格が50万円以上のものを除く。)、その他必要と認められる経費								
商品開発事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、試作用機械器具等購入費、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費(ただし、その事業の全てを委託するものを除く。)、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費								
販路開拓事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、販路開拓用機械器具等購入費(ただし、取得価格が50万円以上のものを除く。)、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、借損料、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費(ただし、その事業の全てを委託するものを除く。)、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費								
補助率等	2/3以内(上限200万円)								
募集件数	10件程度								
募集期間	平成30年7月23日(月)～平成30年8月31日(金) 17:00必着								
助成対象期間(予定)	平成30年11月(交付決定日)～翌年10月末まで(原則1年間 ※特に必要と認められる場合は24か月以内で設定可) ※申請状況や審査手続きの進捗により変更となる場合があります。								
対象者の決定	事業計画及びプレゼンテーションに基づき、審査委員会が審査します。 ※審査委員会では、事業の「新規性」「成長性」「実現可能性」「地域経済への波及性」の観点から審査を行います。								
問い合わせ先	(公財)ふくい産業支援センター ふるさと産業支援部 資金支援グループ 〒910-0296 坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16 福井県産業情報センター3F (TEL 0776-67-7406 FAX 0776-67-7429) ※申請に必要な書類・交付要領・事業計画書の記入例等は、ホームページ( <a href="http://www.fisc.jp">http://www.fisc.jp</a> )からもご覧いただけます。)								
事業説明会の参加申し込みは裏面です									